

KKR

年金だより

令和2年12月発行

No.130

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

令和2年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について.....	2頁
「源泉徴収票」に関するよくある質問	3頁
「源泉徴収票」等の再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください	4頁
「KKRねんきん案内」について	
こんなときには届出をお願いします.....	5頁
全国年金相談会のご案内（令和3年1月～6月開催分）	6頁
読者のひろば、原稿・表紙写真の募集	7頁
2021年 KKR年金カレンダー	8頁



「川霧立つ朝」北海道名寄市

（北海道）福家 章二 さん

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和2年中に当会年金部がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下、「源泉徴収票」といいます。）を、**令和3年1月12日(火)から18日(月)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

※源泉徴収票がお手元に届くまで10日程度お待ちください。

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号) は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****	
	フリガナ 氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 23 年 12 月 5 日
区分		支払金額	源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		千円	千円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1,886千757円	22千806円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		千円	千円	
所得税法第203条の3第7号適用分		千円	千円	
本人		源泉控除対象配偶者の有無	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	有
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	
フリガナ氏名	ネンキン ハナコ	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
(摘要)		フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
支払者	法人番号	2010005002559		
	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎		
	名称	国家公務員共済組合連合会 印		

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

＜年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ＞

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載していません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問

質問

1

源泉徴収票に記載された支払金額はいつからいつまでに支払われたものですか。

答え

令和2年2月の定期支給期分から令和2年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、令和2年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から令和2年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問

2

源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえますか。

答え

令和2年分の源泉徴収票については、「自動音声受付サービス」において再発行することができます。（「自動音声受付サービス」専用電話 **03-5212-2243** ご利用は、4頁をご覧ください。）

また、KKR ホームページから印刷した源泉徴収票交付（再交付）申請書の郵送での受付も可能ですのでご利用ください。

なお、過去5年分の源泉徴収票についても再発行することができます。この場合は、「KKR 年金相談ダイヤル」への電話や源泉徴収票交付（再交付）申請書でご依頼ください。

※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

質問

3

「社会保険料の額」欄の社会保険料とは具体的にどのようなものですか。

答え

住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額です。

質問

4

令和2年の10月に提出した「扶養親族等申告書」と扶養親族の人数などの申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え

令和2年分「公的年金等の源泉徴収票」は、令和元年10月にご提出された「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

※源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。KKRホームページに「源泉徴収票」に関するQ&Aを掲載していますので、あわせてご覧ください。

確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

令和2年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（注）が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

（注）利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告（還付申告）により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額（介護保険料など）を普通徴収により個人で納付された方

< 国税庁からのお願い >

確定申告（還付申告）をされる場合は、ご自宅のパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署（電話番号は国税庁ホームページを参照）にお問合せください。

「源泉徴収票」等の再発行は 「自動音声受付サービス」をご利用ください

「源泉徴収票」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が
できる通知書等



1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票
(注)

～ ご利用方法 ～

- 1 年金証書記号番号 A - □ □ - □ □ - □ □ □ □ □ □ - □ が分かる書類をご用意ください。
- 2 **03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- 3 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- 4 「○○の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注)令和2年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、**令和3年1月20日(水)**から受付を行います。

- 再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- 再発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

「KKRねんきん案内」について

2021年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する情報やKKRの宿泊施設リストなどを掲載しています。

また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。



※ 同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

こんなときには届出をお願いします



年金受給者の方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき	全ての年金
加給年金額の対象となっている配偶者が年金を受けることとなったとき	老齢・退職・障害
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	老齢・退職・障害
特別支給(65歳未満)の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき	老齢・退職
国家公務員または地方公務員に再就職したとき	老齢・退職・障害
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	老齢・退職
遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系姻族以外の養子となったとき	遺族
年金を受けている方が行方不明になったとき	全ての年金
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき	全ての年金

◎ **KKR**ホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム

▶ 年金

▶ 届書ダウンロード

▶ 年金を受給されている方



- 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

年金を受けている方が亡くなられたときは下記の専用ダイヤルへご連絡ください

ご連絡の際には、次の番号がわかるものをお手元にご用意ください。

- 亡くなられた方の「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」
- 亡くなられた方に配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者の「基礎年金番号」

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8401 (一般電話)

◆受付時間 月～金曜日 9時00分～17時30分 ◆土日祝日、年末年始はご利用できません。

- この専用ダイヤルは年金を受けている方が亡くなられたときのご連絡専用です。年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

全国年金相談会のご案内



老齢厚生年金や遺族厚生年金の試算など、年金に関するご相談に応じるための年金相談会は、以下のとおり開催を予定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、開催を中止する場合があります。

開催の有無につきましては、KKRホームページ等でご案内いたします。**「年金相談会」は、事前の予約が必要です。**

●電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9時30分～17時30分(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会等はお受けできません。

●文書でのご予約

KKRホームページ内の「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入の上、ご郵送ください。

※ご予約は、開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第、受付を終了させていただきますので、参加ご希望の方はお早めにお申し込みください。

■令和3年1月から3月までの開催日程

開催地	開催日	開催会場
山口市	1月14日(木)	KKR山口あさくら
広島市	1月15日(金)	広島ガーデンパレス
岡山市	1月21日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
神戸市	1月22日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
横浜市	1月29日(金)	KKRポートヒル横浜
福岡市	1月29日(金)	KKRホテル博多
鹿児島市	2月4日(木)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月5日(金)	KKRホテル熊本
松山市	2月10日(水)	KKR道後ゆづき

開催地	開催日	開催会場
和歌山市	2月18日(木)	ホテルアバローム紀の国
大阪市	2月19日(金)	KKRホテル大阪
名古屋市	2月26日(金)	KKRホテル名古屋
徳島市	2月26日(金)	ホテル千秋閣
福島市	3月4日(木)	ザ・セレクトン福島
宇都宮市	3月5日(金)	ホテルマイステイズ宇都宮
宮崎市	3月5日(金)	ニューウェルシティ宮崎
大分市	3月12日(金)	ホテル日航大分オアシスタワー
千葉市	3月19日(金)	ホテルプラザ菜の花

■令和3年4月から6月までの開催日程

開催地	開催日	開催会場
大阪市	4月8日(木)	KKRホテル大阪
京都市	4月9日(金)	KKR京都くに荘
津市	4月15日(木)	プラザ洞津(ドウシン)
名古屋市	4月16日(金)	KKRホテル名古屋
熊本市	4月22日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	4月23日(金)	KKRホテル博多
つくば市	5月14日(金)	ホテル日航つくば
さいたま市	5月20日(木)	ホテルブリランテ武蔵野

開催地	開催日	開催会場
仙台市	5月28日(金)	仙台ガーデンパレス
札幌市	6月4日(金)	ホテルポールスター札幌
山形市	6月11日(金)	山形国際ホテル
大阪市	6月17日(木)	KKRホテル大阪
名古屋市	6月18日(金)	KKRホテル名古屋
福岡市	6月24日(木)	KKRホテル博多
広島市	6月25日(金)	広島ガーデンパレス

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

新型コロナウイルス感染症防止対策（お願い）

- 発熱や風邪の症状が見られる方や体調のすぐれない方の参加は、ご遠慮願います。
- 相談会場では、マスクの着用をお願いいたします。
- 相談会場ご来訪時に、検温を実施させていただきます。
- 当会相談員は、マスクを着用して対応させていただきます。

◆当会年金部では相談窓口を常設しています

■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎内 2階(相談受付：9時00分～17時30分)
土日祝日、年末年始を除く ※予約は不要です



私の人生行路

私は卒寿を迎え、世相の流れに遅れることなく、またボケ防止のためにも、市内のサークル活動に積極的に参加し、残された余生を送っている一老人の昨今です。

振り返りますと、15歳で海軍予科練に応募し、昭和20年7月21日、奈良航空隊に入校し、日々海軍魂をたたきこまれ、国のために死ぬことを教育されていました。敗戦になり、8月21日、1ヶ月の軍隊経験で、帰宅しました。今考えれば、貴重な体験をしたこととなります。

旧制中学校卒業後、秋田、木曾、東京目黒、つくばの研究機関に勤務し、林業労働に関する研究に従事して、平成3年4月、40年ぶりに秋田にUターンしました。

その後、ハローワークの紹介で、厚労省関係の外郭団体に12年間、セカンドライフを過ごし、終わってからは地域小学校の交通安全ボランティア、課外教育インストラクターとして10年間、72歳まで活動しました。

平和な時代にあって、最近耳にする「戦争を知る人が少なくなり、戦争を知らない世代が政治を担当し、日本の将来に危険信号が灯りだした」と云うニュースに接すると、これからの生活に不安を覚えるのです。

ここに、趣味で詠んでいる1句を記述して、平和な日々が破られないことを念じて、ペンをおきます。

兵役の 経験あれば むごさ知り
平和求める その意が強く

秋田県 石井 邦彦 さん (90歳)

グラウンド・ゴルフが生きがい

若い時よりスポーツに親しんできて退職後、知人のグラウンド・ゴルフのプレーに出会った。興味が有ったので声かけが「きっかけ」で入会、生きがいも9年に成った。

暫くして老人会のグラウンド・ゴルフ部より会計や組合せ作り、総会資料等にパソコンでの入力を手伝う内に役員に推された。手前味噌で恐縮だが、高くに登らないと遠くが見渡せ無い例えで色々勉強させて頂いた。

買い出しや準備等はボランティアと思い動く事には何等いとわないが、神経を使うのが組合せ表の作成だ。ランダムに作るのは簡単だが一番のリーダーの人選、次に男女の交互で地区別、最初と最後も地区別に作るのだ。そして過去の大会とダブらない。5年も携わっているので認知症予防には最適かも。

200名の会員の仲良く楽しく、和を大切に魅力有る会作り、未加入者への「きっかけ」のPR等や運営を通して、ポストでベストの三昧精神を心がけている。



群馬県 藤生 喜義 さん (69歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

長年「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を募集していましたが、「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など題名を自由とし、新たに原稿を募集いたします。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

掲載時、匿名・イニシャル等を希望される場合は、その旨を書き添えてください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことを予めご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和3年5月号 (No.131) の本誌の表紙写真を募集します。季節にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

ご投稿写真は、Lまたは2Lサイズのプリント(横写真のみ)で、撮影日時および場所、題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合がありますことを予めご了承ください。

応募の締切は令和3年2月28日です。[当日消印有効]

2021年KKR年金カレンダー



定期支給日	時期	発送などの予定
15日 定期支給期 (12月・1月分)	1月	中旬 『令和2年分 公的年金等の源泉徴収票』 (圧着式はがき) 発送予定
15日 定期支給期 (2月・3月分)	2月	2月中旬 3月中旬 令和2年分 所得税の確定申告
15日 定期支給期 (2月・3月分)	3月	
15日 定期支給期 (4月・5月分)	4月	『KKR年金だよりNo.131』 発送予定
15日 定期支給期 (4月・5月分)	5月	
13日 定期支給期 (6月・7月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』 (※) 発送予定
15日 定期支給期 (8月・9月分)	8月	『KKR年金だよりNo.132』 発送予定 『令和4年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』 発送予定
15日 定期支給期 (8月・9月分)	10月	
15日 定期支給期 (10月・11月分)	12月	中旬 『KKR年金だよりNo.133』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- 年金の「受取機関変更届」は、**毎支給月の前月(奇数月)の10日までに当会年金部に届くように投函**してください。
- 書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、**お早めにお届けください**。
- 変更前の口座を解約される場合は、**変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後**に行ってください。
- 届出用紙が必要な方は、**お手数ですが当会年金部へご依頼ください**。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「**KKR**年金相談ダイヤル」〔年金に関するご相談・お問合せ専用〕

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

○年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分 (土日祝日、年末年始はご利用できません)

○電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

○ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/> kkr年金 検索